

令和8年度 鎌ヶ谷市立南部小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改訂

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ①「いじめをしない、させない、放っておかない」学校をつくる。
- ②すべての児童が安全に安心して学校生活を送る学校をつくる。
- ③いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

- ①児童の保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ②いじめの問題への対応は、生徒指導主任を中心に組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

(4) 児童の責務

- ①いじめを行ってはならない。
- ②いじめを認識しながら放置してはならない。
- ③いじめが、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2 いじめ防止対策委員会について

(1) 組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

① 日常的な業務

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター

② いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、関係学年主任、学級担任、関係学年職員、その他必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問、特別支援コーディネーター

(2) 組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ①学校基本方針の策定、必要に応じて改訂
- ②学校基本方針に基づく取組の実施
- ③年間計画の作成や実行、検証、修正
- ④いじめの相談・通報の窓口
- ⑤いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑥いじめであるかどうかの判断
- ⑦いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことと考える。

(1) 安心・安全な学校生活

- ①いじめゼロ宣言
- ②学習中の規律の徹底
- ③基本的な生活習慣の確立
- ④教室環境の整備
- ⑤学級経営の充実
- ⑥教職員の不適切な発言や体罰に対するの留意
- ⑦教職員による各学級の様子の相互参観
- ⑧教員のいじめ対応力強化のための職員研修を実施

(2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ①自己決定の場がある授業づくり
- ②児童に自己存在感を与える場面のある授業づくり
- ③共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- ④自己決定の場を与え自己実現を達成するための援助
- ⑤朝、帰りの会で認め合う場の設定
- ⑥教職員による相互の学習参観の実施

(3) 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

- ①道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり
- ②体験学習の実施（修学旅行・宿泊学習・校外学習等）
- ③道徳科の授業の充実
- ④児童会役員や高学年を中心とした全校に広まりを持たせるあいさつ運動の実施
- ⑤ペア学年（1年-6年、2年-4年、3年-5年）やたてわりを活用した活動

(4) いじめに対する正しい知識の習得

- ①携帯電話やスマートフォン、インターネット等の利用に関する情報モラルの周知
- ②発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施
- ③全校で取り組むいじめ撲滅の標語づくり（明るいもの）
- ④いじめの傍観者とならないための指導の実施

4 いじめの早期発見（いじめ防止等の対策のための年間計画）

6月 教育相談 いじめ撲滅標語づくり	11月 いじめアンケート
6月 いじめアンケート 個別面談	2月 教育相談（希望児童）
11月 教育相談	

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

（1）教職員間における情報の共有

- ①学年だけでなく、少人数指導や専科教員とで情報共有し、職員全体で取り組む。
- ②生徒指導部会での情報の共有
- ③授業時間外の児童の様子の確認
- ④問題兆候の把握・周知

5 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することは大切であることを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。相談者に対しては、十分に配慮の上、迅速かつ適切に対応する。

（1）学校のいじめの相談・通報窓口の周知

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭への相談等

（2）学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知

鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱 https://www.city.kamagaya.chiba.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=syonen	
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番 ※法務局	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

6 いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、組織としての対応を必ず第一とする。生徒指導の「さしすせそ」を職員間で留意する。

※「さ」最悪を想定し、「し」慎重に、「す」すばやく、「せ」誠意を持ち、「そ」組織で対応

（1）対応の流れ（※この限りではなく、柔軟に対応する）

- ①いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の加害児童からの安全確保
- ②事実確認（原則として、いじめられた児童→周囲にいた児童→いじめた児童の順に行う）
- ③いじめ対策委員会の緊急会議（方針の明確化）
- ④適切な指導
- ⑤保護者への連絡と協力要請
- ⑥関係機関、専門機関との連携
- ⑦教育委員会への報告

（2）いじめ問題に対する指導

- ①いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応

- ②いじめた児童に対する毅然とした対応での指導
- ③全児童への指導
- ④保護者への対応（速やかに学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議または、常に継続中のいじめに対し、全職員で情報を共有し対応・報告する）
- ⑤いじめた児童生徒に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ⑥該当の保護者・家庭との連携
- ⑦地域や関係機関との連携

(3) 重大事態への対処について

- ①重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）
 - ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ▶ 児童や保護者から同様の内容で訴えがあったとき。
- ②重大事態が発生した際には、その旨を鎌ケ谷市教育委員会に報告する。
- ③重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
※学校が主体になる時には、鎌ケ谷市教育委員会及び鎌ケ谷市教育委員会の附属機関の助言を得ながら調査を進める。
- ③いじめ防止対策委員会の招集（緊急会議）
- ④警察や関係機関との連携

7 公表・点検、評価等について

- (1) 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- (2) 学校評価（児童、保護者、職員）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- (3) 評価を分析し、検証を行ったのち、適宜修正を行う。

この基本方針は、今後、いじめ防止対策委員会等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。

〔年間計画〕			
	会議等	未然防止	早期発見
四月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への啓発(入学式・懇談会) ・いじめ防止基本方針公表(HP公開) ・生徒指導会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会(児童会) 	
五月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員に方針説明(学校評議員会議) ・生徒指導会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季大運動会 	
六月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめゼロ宣言 ・安全教育 ・児童会主催の集会 ・いじめ撲滅標語づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間 ・いじめアンケート(市一斉)
七月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談
八月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについての研修 ・生徒指導会議 		
九月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員に経過説明(学校評議員会議) ・生徒指導会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年 修学旅行 	
十月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年 宿泊学習 	
十一月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(市一斉) ・教育相談月間
十二月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめゼロ宣言 ・児童会主催の集会 	
一月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラアンケート ・保護者アンケート(学校評価)
二月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(児童の希望者)
三月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 ・学校評議員に経過説明(学校評議員会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会(児童会) 	
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・防止対策会議(情報交換・取り組み対策等) ・いじめの疑い→緊急会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業の推進 ・道徳教育の充実 	